

## 地方独立行政法人大阪市立工業研究所長期継続契約に関する規程

制定 平成22年4月1日 規程第402号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「本法人」という。）が行う契約のうち、契約期間が契約を締結する年度の翌年度以降にわたる契約（以下「長期継続契約」という。）を行う場合の必要な事項について定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 本法人は、次の各号に該当する契約を締結する場合には、長期継続契約を締結することができる。

- (1) 電気・ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約
- (2) 不動産の借入契約
- (3) 物品の借入契約で、長期継続契約を締結することが本法人にとって有利であり、かつ、長期継続契約を締結しなければ毎年4月1日から当該物品を確実に借り入れることが困難になるもの
- (4) 役務の提供を受ける契約で、長期継続契約を締結することが本法人にとって有利であり、かつ、長期継続契約を締結しなければ毎年4月1日から当該役務の提供を安定的に確保することが困難になるもの
- (5) 商慣習上暦年による契約が一般的であり、予算の執行上年度をまたがらなければ締結が困難になる契約

(施行の細則)

第3条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。